

北港廃棄物埋立処分地第2・3区受入土砂の底質試験要領

北港廃棄物埋立処分地第2・3区へ浚渫土砂を処分する場合には、事前にこの要領により底質試験を実施すること。

1 適用

公共用水域において浚渫工事を実施する水底の底質について平成29年4月1日から適用する。

2 採泥時期

浚渫工事実施の1年以内とすること。なお、可能な限り同工事の実施時期に近い日とする。

3 採泥地点

浚渫区域内の底質について、次の範囲で採泥すること。

- 1) 海域 : 400mメッシュ以下
- 2) 河川 : 正蓮寺川、安治川、尻無川及び木津川の大水門下流部分 200mメッシュ以下
正蓮寺川、安治川、尻無川及び木津川の大水門上流部分 100mメッシュ以下
その他の河川 100mメッシュ以下

海域

河川

河川

(大水門下流部分)

(大水門上流部分)

400mメッシュ

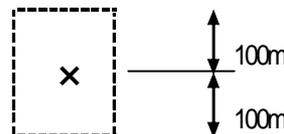
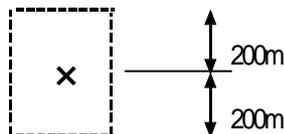
200mメッシュ

100mメッシュ

400m

200m

100m



凡例  …調査対象範囲

× …採泥地点

4 採泥方法

原則としてエクマンバージ型採泥器、又はこれに準じる採泥器を使用し、一辺5m毎の三角点法により採泥して、それらを混合して1検体とすること。

なお採泥は原則として分析機関において実施すること。

5 採泥時に記載すべき事項

- 1) 採泥日時・気温・泥温・水深
- 2) 採泥位置 : 平面図に図示すること。(掘削区域(法面含む)と採泥点の関係は、縦横寸法を入れ図示する。
- 3) 採泥方法 : 使用採泥器等
- 4) 底質の状況 : 色・臭気等

6 試験項目

1) 「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」(昭和45年12月25日法律第136号)関係

ア) 判定基準 : 「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立処分等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」(昭和48年2月17日付け総理府令第6号)による。

イ) 検定方法 : 「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立処分等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」(昭和48年2月17日付け環境庁告示第14号)による。

別表(2)のとおり

ウ) 試験項目 : 別表(1)のとおり

2) 「底質の処理・処分等に関する指針」(平成14年8月30日付け環水管第211号)関係

ア) 判定基準 : 「底質の暫定除去基準について」(昭和50年10月28日付け環水管第119号)による。

イ) 検定方法 : 「底質調査方法」(平成24年8月8日付け環水大水発第120725002号)による。

別表(3)のとおり

ウ) 試験項目 : 別表(1)のとおり

3) 「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成11年7月16日法律第105号)関係

ア) 判定基準 : ダイオキシン類含有量 1000pg - TEQ / g 以下

イ) 検定方法 : 「[ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル」(平成21年3月環境省水・大気環境局水環境課)による。

別表(3)のとおり

ウ) 試験項目 : 別表(1)のとおり

別表(1)

試験項目一覧表

項 目	溶出試験	含有試験
1. アルキル水銀化合物		_____
2. 水銀又はその化合物		_____
3. カドミウム又はその化合物		_____
4. 鉛又はその化合物		_____
5. 有機りん化合物		_____
6. 六価クロム化合物		_____
7. ひ素又はその化合物		_____
8. シアン化合物		_____
9. P C B		
10. 有機塩素化合物	_____	
11. 銅又はその化合物		_____
12. 亜鉛又はその化合物		_____
13. ふっ化物		_____
14. トリクロロエチレン		_____
15. テトラクロロエチレン		_____
16. ベリリウム又はその化合物		_____
17. クロム又はその化合物		_____
18. ニッケル又はその化合物		_____
19. バナジウム又はその化合物		_____
20. ジクロロメタン		_____
21. 四塩化炭素		_____
22. 1, 2 - ジクロロエタン		_____
23. 1, 1 - ジクロロエチレン		_____
24. シス - 1, 2 - ジクロロエチレン		_____
25. 1, 1, 1 - トリクロロエタン		_____
26. 1, 1, 2 - トリクロロエタン		_____
27. 1, 3 - ジクロロプロペン		_____
28. チウラム		_____
29. シマジン		_____
30. チオベンカルブ		_____
31. ベンゼン		_____
32. セレン又はその化合物		_____
33. 1, 4 - ジオキサン		_____
34. ダイオキシン類		

- - - 「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」(昭和 45 年 12 月 25 日法律第 136 号) 関係試験項目
- - - 「底質の処理・処分等に関する指針」(平成 14 年 8 月 30 日付け環水管第 211 号) 関係試験項目
- - - 「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年 7 月 16 日法律第 105 号) 関係試験項目

別表(2)

水底土砂の検定方法

(昭和48年2月17日付け環境庁告示第14号)

項 目	検 定 方 法
1. アルキル水銀化合物	昭和46.12.環境庁告示第59号付表2及び昭和49.9.環境庁告示64号付表3
2. 水銀又はその化合物	昭和46.12.環境庁告示第59号付表1
3. カドミウム又はその化合物	JIS K 0102の55
4. 鉛又はその化合物	JIS K 0102の54
5. 有機りん化合物	昭和49.9.環境庁告示第64号付表1又はJIS K 0102の31-1
6. 六価クロム化合物	JIS K 0102の65-2
7. ひ素又はその化合物	JIS K 0102の61
8. シアン化合物	JIS K 0102の38 (38・1・1に定める方法を除く)
9. PCB	昭和46.12.環境庁告示第59号付表3又はJIS K 0093
10. 有機塩素化合物	昭和48.2.環境庁告示14号別表第1
11. 銅又はその化合物	JIS K 0102の52
12. 亜鉛又はその化合物	JIS K 0102の53
13. ふっ化物	JIS K 0102の34
14. トリクロロエチレン	昭和48.2.環境庁告示14号別表第2 又はJIS K 0125の5-1、5-2、5-3-2、5-4-1
15. テトラクロロエチレン	昭和48.2.環境庁告示14号別表第2 又はJIS K 0125の5-1、5-2、5-3-2、5-4-1
16. ベリリウム又はその化合物	昭和48.2.環境庁告示第13号別表7
17. クロム又はその化合物	JIS K 0102の65-1
18. ニッケル又はその化合物	JIS K 0102の59
19. パナジウム又はその化合物	JIS K 0102の70
20. ジクロロメタン	JIS K 0125の5-1、5-2、5-3-2、5-4-1
21. 四塩化炭素	昭和48.2.環境庁告示14号別表第2 又はJIS K 0125の5-1、5-2、5-3-2、5-4-1
22. 1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125の5-1、5-2、5-3-2、5-4-1
23. 1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125の5-1、5-2、5-3-2、5-4-1
24. シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125の5-1、5-2、5-3-2、5-4-1
25. 1,1,1-トリクロロエタン	昭和48.2.環境庁告示14号別表第2 又はJIS K 0125の5-1、5-2、5-3-2、5-4-1
26. 1,1,2-トリクロロエタン	昭和48.2.環境庁告示14号別表第2 又はJIS K 0125の5-1、5-2、5-3-2、5-4-1
27. 1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125の5-1、5-2、5-3-2、5-4-1
28. チウラム	昭和46.12.環境庁告示第59号付表4
29. シマジン	昭和46.12.環境庁告示第59号付表5
30. チオベンカルブ	昭和46.12.環境庁告示第59号付表5
31. ベンゼン	JIS K 0125の5-1、5-2、5-3-2、5-4-2
32. セレン又はその化合物	JIS K 0102の67
33. 1,4-ジオキサン	昭和46.12.環境庁告示第59号付表7
34. ダイオキシン類	昭和48.2.環境庁告示14号第四 (JIS K 0312)

別表(3)

含有量試験

計量の対象	計量の 方法
水銀又はその化合物	平成 24.8 底質調査方法 -5.14.1
P C B	平成 24.8 底質調査方法 -6.4
ダイオキシン類	平成 21 年 3 月環境省水・大気環境局水環境課[ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル]